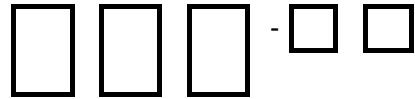
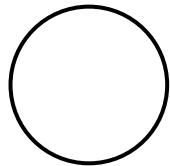


第8号様式(第14条、第15条第1項、第2項)

(表)

郵便はがき



様

督 促 状

土地区画整理事業清算金 第 回分		
整 理 番 号	清 算 金	円

未納されている上記金額を 年 月 日までに へ納めてください。

年 月 日

土地区画整理事業施行者

(縦14.0センチメートル、横10.2センチメートル)

(裏)

## 注 意 事 項

- 1 表記に指定した期限までに清算金を完納されないときは、土地区画整理法の規定により財産差押え等の滞納処分を受けることになります。
- 2 この督促状の到達前に既に清算金を納付された場合は、この督促状は行き違いで御了承ください。
- 3 納付の際は、先にお届けした納入通知書とこの督促状を持参して、次の担当課でお支払いください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県知事に審査請求することができます。

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

局部課

電話